

第8回 千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会 議事概要

第8回の千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会については、当初、令和2年5月21日に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止という観点から、当初予定していた形での開催を変更し、書面での会議とした。

議事進行については、今回の協議会における議題として、下記〈配布資料〉の4-2「第8回千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会 議題」を事務局（県）で作成し、協議会委員長である後藤千葉大教授に事前に確認していただいた上で、各委員に配布資料一式を提供し、その内容について意見書を提出してもらうこととした。

〈配布資料〉

- 1 第8回千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会の開催について
- 2 意見書様式
- 3 令和2年度千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会 委員名簿
- 4-1 第8回千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会の議事進行について
- 4-2 第8回千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会 議題
- 5 資料
 - 資料1 犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制づくりに関する報告書
 - 資料2 千葉県地域再犯防止推進モデル事業 検証作業部会設置要綱
 - 資料3 矯正施設入所者等の相談支援に関する実施要領
 - 資料4 千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会 設置要綱
 - 資料5 地方再犯防止推進計画策定の手引き

1. 議題

上記配布資料4-2「第8回千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会 議題」により、今回の協議会における議題を説明。

各委員から提出された意見書の内容は以下のとおり。（特に意見がなかった委員については記載を省略。）

議題1 令和2年度の千葉県地域再犯防止推進モデル事業の取組について

【萩原委員（千葉婦性会）】

(1) 実行性のある、より具体的な取組の再犯防止計画になるよう方針においても示されたい。

（例：就労・住居の確保等のための取組みでは、神奈川県等のような具体的な取組）

(2) 矯正施設等の出所後、安定した地域生活を送るための生活支援では、市町村が重要な役割を持つ。地域ネットワークを構築する中で、市町村の役割を明記願いたい。

【洪沢委員（中核地域生活支援センター）】

添付資料4-2 P7について

(1) 取り組み体制について→賛成です

(2) (ア)…方針の検討について→基本的に賛成です。項目ごとの意見については後日の提案でよろしいでしょうか。

(イ)「…相談支援体制」の構築に向けた提案について

・別添フロー図の内容について了解です。

・それぞれの段階での課題は下記のように思います。

①把握の段階

- ・司法関係者や矯正施設が刑余者の生活上の困難に思いを及ぼせることが出来るか。
＝福祉関係者がそれをどのように伝えていけるか。

②連携

- ・発見から課題解決の間に関りを持つ多機関が如何に互いの役割を認識して協働できるか。

③課題解決

- ・出口で必要な資源の創出を如何にするか。

*全般

- ・モデル事業の意味は確かにあったと、現場の肌感覚で思います。そこにあったスキルと共感を如何に蓄積して伝播していくか、が一つの課題です。
- ・具体的には、モデル事業が終わった後に継続可能な仕組み（或いは合意）を作っていくことは必須です。

【岸委員（地域生活定着支援センター）】

少年の支援について

少年の支援が手薄になっている。定着支援センターが支援した人たちの生活歴を見ると、少年院を経験した者が全てではないが、やがて刑務所に行き、罪を重ねているという現状がある。少年が障害者であれば定着支援センターの対象となりえるが、健常児で家族の縁も薄い子は、何もなく地域に放り出される。出院後の行き先としては住み込み就労が多いと聞く。児童福祉法から少年法に移ったことを根拠に、一旦少年院へ行った子どもを児童相談所は関与しないが、この会議にはぜひ関係者として県と市の児童相談所を入れていただきたい。大人の犯罪を減らすのは、まず子どもの支援が大切だと思う。(資料あり)

【石川委員（千葉県宅地建物取引業協会）】

犯罪者の社会復帰と再犯防止対策は身元引受人制度が必要であり、中核地域生活支援センター等で身元保証制度等を構築して欲しい。住いの確保や就職活動にしても身元引受人は必須であり、段階的に自立を支援するシステムが必要と考える。中核地域生活支援センター等が主体となり、各種保証会社、不動産会社が連携を取って対応できれば、住まいの確保、就労先の確保へと社会復帰の道は開けるものと考えます。

【安井委員（千葉県弁護士会）】

(1) 再犯防止推進計画の策定に向けた方針の検討について

- ・刑事事件を受任している弁護士からの相談件数が多いことから、弁護士から福祉につながる機会を拡充していくことが有用である。現状は個々の弁護士の気づきに依拠する部分が大きいので、これを標準化していくための方策を検討していきたい。
- ・矯正施設在所中のアセスメント、支援計画の評価をするためにも矯正施設を出た以降の追跡調査が必要であると考え。特に再犯に至った案件については単に支援が失敗であったと評価するのではなく、何が再犯要因になったのか、支援内容がプラスに働いていた部分はどこか、逆に足りていなかったところは何かといった視点で検証していくことが有用であると考え。その観点から、モデル事業で関わったケースのうち再犯に至ってしまったケースについては弁護人の弁護士への協力依頼のうえでの検証も検討してみてもどうか。

(2) 犯罪をした者等に対する相談支援体制構築について

- ・少年のケースについては成人のケースと比較して出院後も処遇困難となるケースが多いように思われる。少年や若年者（20歳前後）のケースに関しては、児童相談所や若者支援機関等も巻き込んだ特別な相談支援体制の構築検討も必要と考える。また、少年のケースの場合は、制度上本人の意向に加えて親権者の意向も重視されるため、運用によっ

ては本人の権利擁護が徹底されない懸念がある。少年本人の権利擁護が確保される仕組み（独立した立場での権利擁護支援者を選任する等）を別途検討する必要もあるのではないか。

【細井委員（千葉県医師会）】

今回の事業は釈放され、支援につながるまでとなっていますが、その後のモニタリングについてはいかがでしょうか。1か月後、3か月後、6か月後など支援につながった後の経過を観察することも重要であると考えました。

【辻委員（千葉保護観察所）】

(1) 再犯防止推進計画の策定に向けた方針の検討

事務局の御提案に賛成いたします。

再犯防止に向けた取組については、幅広い総合的な対策が必要であると考えているところ、事務局の御提案のとおり、国の再犯防止推進計画に掲げられた7つの重点課題への取組を踏まえた地方再犯防止推進計画を策定していただくことに賛成です。

なお、以下のとおり付言いたします。

(ア) 計画策定に当たってのヒアリングについて

再犯防止推進計画策定に当たって、素案を作成する際（更生支援推進協議会での協議や同議事録などとも重なる部分もあると思われますが）、重点課題に関係する各種民間団体の代表者等から活動の現状と課題、今後の支援の在り方等についてヒアリングという形で委員に生の声を聞いていただき、素案の内容を補強することを検討してはいかがでしょうか。

(イ) 再犯防止推進に係る協議会の設置について

現在「千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会」において、千葉県の関係機関が一堂に会し、再犯防止推進について御協議をさせていただいておりますが、こうした関係機関が集まって協議する場は再犯防止推進において大変貴重な機会と考えておりますので、千葉県再犯防止推進計画策定後も、関係機関が集まって同計画による事業推進状況の確認や再犯防止推進に係る各種協議を行う協議会の設置を再犯防止推進計画に盛り込んでいただけると再犯防止推進のより一層の充実が担保されると考えます。

(ウ) 市町村における再犯防止推進計画策定に係る支援について

今後、千葉県内の市町村においても再犯防止推進計画策定の動きが進むものと思われませんが、今回の千葉県における再犯防止推進計画策定に係るノウハウを適宜の時期に各市町村に御提供いただくとともに、市町村における同計画の策定及び再犯防止の推進についての支援を県が実施することについて計画に盛り込んでいただけると千葉県全体での再犯防止が推進されると考えます。

(2) 「犯罪をした者等に対する国と地方の連携による相談支援体制」の構築に向けた提案について

事務局の御提案に賛成いたします。

千葉県独自の制度である中核地域生活支援センターを活用した千葉県地域再犯防止推進モデル事業では、国の機関と同センターを含む地域の関係機関との連携のあり方について、モデルケースを通じて情報連携や行動連携において支援事例報告例に記載されているとおり様々な課題が提示されましたが、それ以上に、当庁としては、相談できる福祉関係機関として中核地域生活支援センターとのさらなるつながりができ、実際にケースを福祉につなぐことができる太い道筋が見えたことは、全国のモデル事業の中でも特筆すべき成果であったと認識しています。

【小尾委員（千葉刑務所）】

- ・検証作業部会では、昨年度の協議会において重点課題として挙げられた住居の確保を課題としたモデルケースを優先的に検証してはどうか。
- ・「相談支援体制の構築」に対する提案については、検証作業部会において支援の種類ごとにケースを分類し、種類ごとに支援経過等を分析することによって傾向や課題をより明確にすることができるのではないか。
- ・矯正施設入所中の早期から、地域の福祉関係機関と連携体制を構築するための取組に加えて、地域に支援が繋がってからの「息の長い支援」を継続するためのフォローアップやモニタリングまでを一連に含めた体制が望ましい。

【浅井委員（千葉市）】

- (1) 資料5「地域再犯防止推進計画策定の手引き」(P4)「地域の再犯に係る実態」について、「法務省HPや最寄りの刑事司法関係機関等からのヒアリングの実施等により、統計データ等を入手、分析するなどして～」とあるが、再犯に関するノウハウのない各市町村が個別に入手、分析するのは非効率である。自殺対策計画の場合は、国主導で各市町村の傾向がプロファイルという形で詳細に示されたので、再犯防止推進計画の策定においても同様に各市町村に示されることを望む。
- (2) 協議会では何度も住民票がないと支援に支障を来すという意見が示されている。居住や就労において住民票や戸籍等は重要な要素であり、それらについては矯正施設入所中でも手続きが可能であることから、そのフローなどについて明確にし、矯正施設等に認識してもらうことが必要と考える。
- (3) 資料5「地域再犯防止推進計画策定の手引き」において、保健医療(P17～)について示されているが、主に高齢者や障害者が対象となっている他、薬物依存が主なものとなっている。協議会の中では、それ以外の方の服薬等が議論されており、その点も重要であると思われる。
- (4) 千葉県の場合、中核地域生活支援センターが相談・支援を担っているが、中核地域生活支援センターがない自治体もあることから、中核地域生活支援センターありきでの議論だけではなく、千葉県全体の実態を踏まえた議論を望む。
- (5) 資料3「矯正施設入所者等の相談支援に関する実施要領」について、リーフレットの配布は在所する施設の福祉専門官等の判断において行うとのことだが、配布対象者とされた方への配布とするよう適切な運用をお願いしたい。
また、同要領「5 支援の実施」についても千葉市における対応を記載していただいているが、中核地域生活支援センターが無い状況を踏まえ、県と市の緊密な連携の上で実施するようお願いしたい。

【増田委員（柏市）】

① 及び ②

県の再犯防止推進計画の策定にあたっては、県内自治体が持つ地域資源(相談機関)を把握し、その連携に努めてもらうようにしてもらいたい。

【オブザーバー（東京矯正管区）】

地方再犯防止推進計画においては、貴県における再犯防止関係の各種統計や、当管区及び管内矯正施設における再犯防止に係る各種取組(コレワークの活動や千葉県内の矯正施設で行われている指導・教育・支援の状況等)を盛り込むことが考えられるところ、当課から矯正関係のデータや記事等を提供させていただくことが可能なので、ご相談いただきたい。

議題2 その他

【副田委員（自立準備ホーム）】

今年度からの参加で、これまでの議論が分からず、筋違いの意見かも知れませんが、ご容赦下さい。

平成30年度の取組として、モデル事業の実施計画の第一に、要支援対象者把握のための仕組みづくりが提言され、これに基づき、令和元年度に、この具体策として、司法関係機関において、矯正施設入所者等の中から、出所後、何らかの生活支援を要する者を選定する、となっています。

この点について、このこと自体に意見があるわけではありませんが、【別添】検討フローにおいて、フローの出発点、入所者という括りから始まっていることについての総合的な意見を述べます。

私どもは年間約30名弱の、特に帰所すべきところがない犯罪者を「自立準備ホーム」で受け入れます。起訴猶予者、執行猶予者、矯正施設からの出所者と様々です。矯正施設入所者の中には、どこで聞いたのか、身元引受人になって欲しいと手紙を下さる方もありますが、こういうケース或いは中核地域支援センターからの依頼もありますが、これらは稀で、昨今は受入れ者のほとんどは千葉県弁護士会所属の弁護士からの依頼によります。

要は、罪を犯した時点で、国選弁護士として関わりを持たれた弁護士から、起訴猶予・執行猶予の場合に、受け入れて欲しいという内容の依頼です。この依頼に対して、私どもは警察やら拘置所に接見にいきます。一般面会ですから、大体15分程度の接見になります。わずかな時間ですが、この接見の機会があることは、再犯防止の視点から、貴重だと考えています。本人の人と成りを知る、受け入れる側がどういうところで、どういう人なのかを相互に知ることができるからです。できれば、更生保護に関わる人の接見は、もう少し時間を与えるというような運用になると、より良いのですが…。

何を言いたいのか、実はここからです。こうした接見を経ても、公判で実刑になる人もいます。実は、こうした実刑判決者に、仮釈放時、満期釈放時にも受け入れることができるというメッセージを伝え、ただ条件として矯正施設からの書簡を条件とし、これまで何人の受刑者と書簡のやり取りをしてきたでしょう。また今も5人程の受刑者とやり取りをしています。

再犯防止という視点で言えば、出所時の調整では遅い、入所時もしくは犯罪逮捕時から「関わる」ことの重要性です。書簡のやり取りで、相互に相手を知ることができる。また、困難なケースというのは「犯罪の内容」だけなのではなく、「社会的孤立」に陥っているケースであることを忘れてはならないと考えます。そういう意味で、矯正施設入所時に、こうした人たちは多分、書簡を出す相手もない、そういう状況が予想されます。この孤立化を防ぐ、場合によっては入所時から、その効果は大きいと思います。ちなみに、この弁護士依頼から始まった書簡のやり取り者について、再犯者は極めて少ないのが当法人の実情です。

こうしたところから、逮捕拘留時から、更生保護に関わる人に対して、警察・検察も含めて、関わりを求める方向が打ち出せないのか、矯正施設時においても、入所時から繋ぐということができないのか、意見として述べたいと思います。

冒頭で言いました通り、これまでの議論が分からず、場違いの意見であれば、スルーして下さい。

【渡邊委員（千葉県就労支援事業者機構）】

(1) 刑務所出所者等による再犯防止と自立更生のためには就労と住居の確保がまず大切と思います。そのための諸施策・支援策を幅広く盛り込んで頂きたい。

(2) 現在千葉県内には890社程の協力雇用主が登録され刑務所出所者当の受入れを待ち望んでいます。当機構はこれまで560名程の就労支援を行ってきており、計画策定に当たっては当機構及び協力雇用主より活動の現状、課題、意見等を聴取し生かして頂きたい。

【岸委員（地域生活定着支援センター）】

第8回 再犯防止に向けた更生支援推進協議会 議題 P1 下から3行め

「更生保護施策や地域定着支援センター事業においても、そのニーズを把握しきれず、「地域で取り残される者」の存在が判明してきました。」

以前も指摘しましたが、この表現は間違っています。訂正をお願いします。

中核センターは平成16年10月からスタートしており、定着支援センターは22年10月からです。中核センターが地域の相談で取り残した者たちが矯正施設へ収容され、定着支援センターが拾っているのが現状です。また、定着支援センターは保護観察所経由で依頼が来なければ、地域の中にそのような人がいることを知ることは出来ませんので、ニーズの把握は困難です。《回答あり》

【安井委員（千葉県弁護士会）】

今後の各部会の実施方法については今後もCOVID-19の再流行が予想されることを踏まえるとオンライン等の柔軟な開催方法との併用を前提に設定していくことが望ましいと考えます。《回答あり》

【細井委員（千葉県医師会）】

支援事例報告例23の方ですが、「本人同意のもと医療保護入院する」と記載がありますが、本人同意の入院は任意入院です。医療保護入院は入院治療が必要であるが、本人が病状等によって同意しない場合、保護者の同意によって本人を強制的に入院とする入院形態です。いずれにせよ、記述が誤っていると思われるので、御確認をお願いいたします。

《回答あり》

【小尾委員（千葉刑務所）】

今年度の検証作業部会及び更生支援推進協議会が、新型コロナの影響により開催困難になった場合（又は開催回数が不十分である場合）、当事業をどのように統括していくのか。《回答あり》

【末吉委員代理（八街少年院）】

当院において要支援対象者は多くないが、少年院を出院する者の受入れ先について、更生保護施設、地域生活定着支援センター以外に、少年に特化した中間施設（ハーフウェイハウス）のような引受施設があれば、情報提供をお願いしたい。

2. 御意見等への事務局からの回答

【岸委員（地域生活定着支援センター）】への回答

御指摘いただいた「更生保護施策や地域生活定着支援センター事業においても、そのニーズを把握しきれず、『地域で取り残される者』の存在が判明していました。」との記載については、御意見のとおり、「地域生活定着支援センター」がニーズを把握しきれていないということではなく、現行の更生保護施策や地域生活定着促進事業などの制度ではニーズの把握に限界が生じているということを表現したものであるため、御了承願いたい。

【細井委員（千葉県医師会）】への回答

御指摘いただいた、支援事例報告例23の方については、「本人同意のもと医療保護入院する」との記載は誤りで、「家族同意のもと医療保護入院する」が正しい記載である。ついては、この議事録をもって修正をさせていただきます。

【安井委員（千葉県弁護士会）】及び【小尾委員（千葉刑務所）】への回答

協議会等の開催に当たっては、3密を避ける工夫を行うなど、新型コロナウイルスの感染防止に配慮した運営に努めるとともに、開催が困難な状況となった場合にも、事業の実施に支障を来たすことのないよう、Web等を活用した開催形式の併用などを検討したい。今後、状況等を勘案しつつ、適宜詳細をお伝えする予定である。

3. 結論

今回の協議会の主題である、令和2年度の千葉県地域再犯防止推進モデル事業の実施に係る方向性等については、概ね事務局（県）の案に御賛同いただいた。

今後は、各委員から提出された意見等を、協議会での協議及び検証作業部会での検討の中で反映し、今年度の事業で取り組む事柄として提示した¹再犯防止推進計画の策定に向けた方針の検討、及び、²「犯罪をした者等に対する国と地方の連携による相談支援体制」の構築に向けた提案、を行っていくこととする。

（了）